

傷病手当金の支給について

1 概要

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染した国民健康保険の被保険者等に傷病手当金を交付するため、国民健康保険法第58条第2項に基づき、小平市国民健康保険条例及び規則の改正による整備を行い、令和2年5月19日の施行の日から国の財政支援を受けて支給を行っている。

なお、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症が5類に分類される令和5年5月8日以降の感染等は財政支援を終了するとの通知があり、小平市も同様に終了した。申請は2年間の時効まで受け付ける。

2 適用期間

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した等で療養のために労務に服することができない場合は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことができない期間の内、労務を予定していた日について支給する。支給を開始する日が、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの適用期間で、支給期間は、1年6か月を超えないものとする。

3 支給実績（支給件数・金額）

① 令和2年度分

5件、総額 196,547円

・平均支給日数 7.4日（4～12日）

・平均支給金額 39,309円（20,000～90,000円）

② 令和3年度分

27件、総額 1,469,541円

・平均支給日数 7.4日（4～12日分）

・平均支給金額 54,427円（9,280～168,366円）

③ 令和4年度分

86件、総額 2,822,216円

・平均支給日数 4.8日（1～23日分）

・平均支給金額 32,816円（9,000～270,000円）

④ 令和5年度分（令和5年7月31日現在）

9件、総額 194,488円

・平均支給日数 3.2日（3～6日分）

・平均支給金額 21,610円（6,900～49,080円）